

要保管

※提出不要

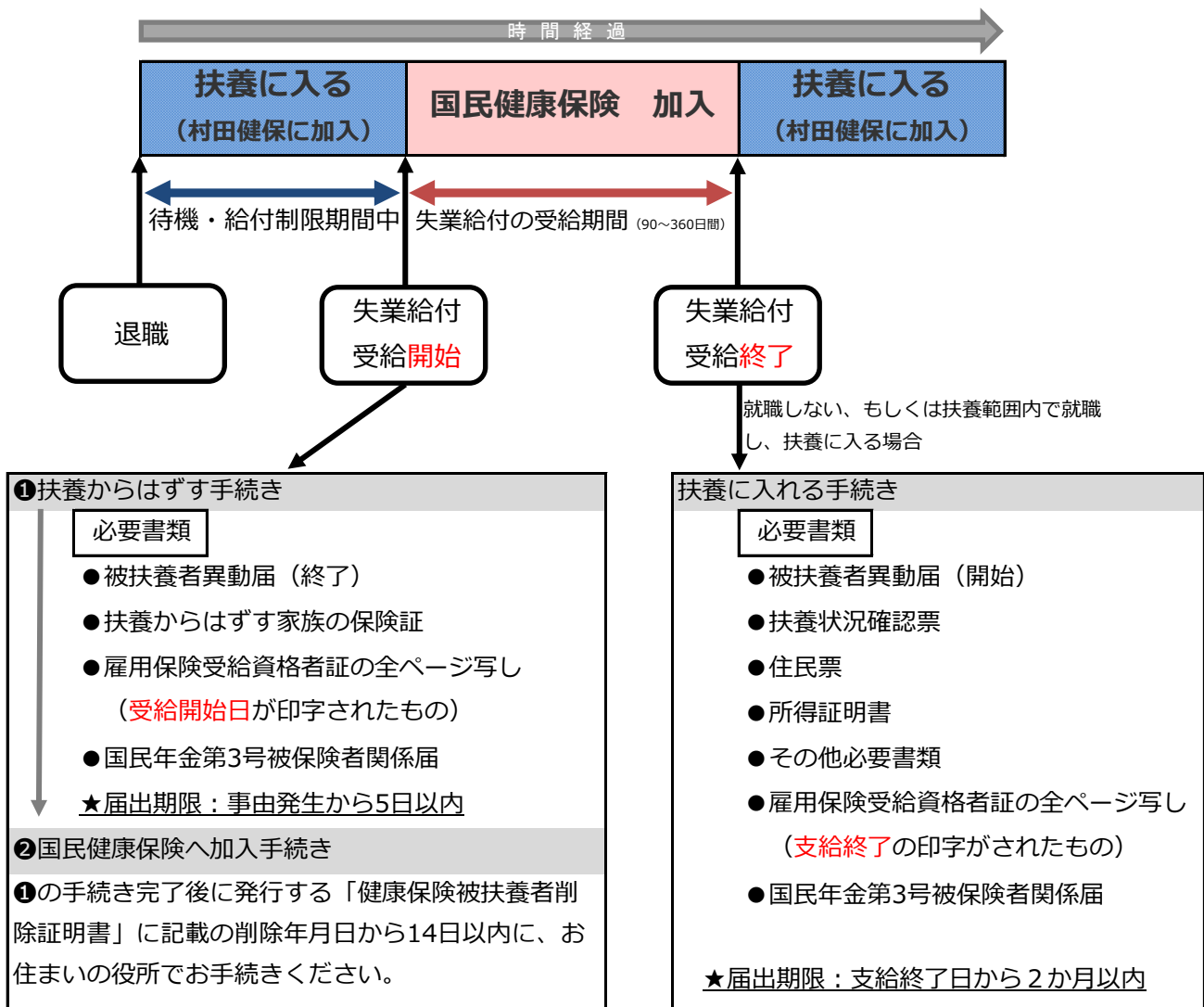
雇用保険の失業給付に関する注意点

- 失業給付の受給は、健康保険上「収入」とみなされます。
 - 被扶養者の認定基準として、以下の収入基準があります。
- 従って、以下の日額以上の失業給付を受給開始すると、扶養からはずす手続きが必要です。

	年収	月額	日額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上 または障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

1. 扶養に入ってから、収入基準以上の失業給付を受給する方

- 失業給付の受給開始の際に、以下①②の手続きが必要です。
- 手続きが遅れた場合、無保険期間の発生や医療費等の返還などの可能性があります。



2. 収入基準未満の失業給付を受給、または受給資格なし・受給放棄・受給延長の方

- 認定基準を満たす場合、引き続き被扶養者として認定されます。
- 「受給資格なし・受給放棄・受給延長の方のみ」退職日から4年間、定期的に状況の確認を行いますので、「離職票1・2」の原本を大切に保管ください。原本が提出できない場合（誤って廃棄した場合を含む）は、失業給付を受給したとみなされ、扶養を開始した日に遡っての認定取消となりますのでご注意ください。